

# シリーズ 第69回 人権



## こころのバリアフリー

先日、「防災・減災」を人権の視点から考える講演を聴く機会がありました。

講演では、今年4月から施行された「障害者差別解消法」と、同じく4月に起こった熊本地震での避難所の混乱した様子を話してもらいました。お話の中からは、障がいのある人が避難した後、避難所での配慮不足が原因で苦しい思いをされている状況を知ることができました。

自分の仕事の中でも「障害者差別解消法」での、「合理的配慮」という言葉が難しく、ここでいう「配慮」とはどのようなことか悩むことがありました。それは、あるイベントを開催するのに、たまたま会場が改修工事と重なり、エレベーターが使えないとわかったときのことです。会場を変更するかどうか悩みましたが、変更するとさらに遠くなるということもあり、結局その場所で開催することになりました。そして、もしエレベーターが必要な人がいれば、人員を増やして対応するということになりました。入場を断るということではなく、入場してもらうためには、誰かが回り道を案内したり、介助したりすることが合理的配慮に当たると私なりに考えました。

また、「障がい」についての意識ですが、講師が話されていた「誰もが当事者だという捉え方」に驚かされました。私も子どもが小さい頃は、ベビーカーで移動する際に少しの段差でも気になっていたことを思い出し、「障がい」はその人の中ではなく社会の中にあるということ

に気付かされました。

近年はバリアフリーが定着してきて、新しい建物には手すりやエレベーターなどの設備が充実しています。特に、「健常者」にとっては、「配慮されること」を忘れてしまうほど、当たり前になっていることが多いのではないのでしょうか。しかし、災害など緊急に対応する必要に迫られたとき、日頃の意識を問われることになると思います。福祉避難所などの制度も整いつつありますが、仮設トイレや食料の配給で並ぶときなど、まだまだ「健常者」を中心にした目線の社会であると感じてしまいます。

このようなことから、私にとっての「配慮」とは、最終的には人の助け合い、譲り合いであり、むしろ、こちらの方がハード面よりも大切なのではと思いました。

(40代 女性)

## 人権豆知識

### 知っていますか？ 障がい者のための国際シンボルマーク



このマークは障がい者が利用できる建物・施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。

クです。

車椅子を利用する障がい者を限定して使用されるものではなく、「全ての障がい者を対象」としています。